

予 算 要 求 資 料

令和3年度予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉諸費

事業名 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係

電話番号：058-272-1111 (内 2627) E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,100 千円 (前年度予算額：2,034 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,034	1,017	0	0	0	0	0	0	1,017
要求額	2,100	1,050	0	0	0	0	0	0	1,050
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加している。
- ・ こうした重度障がい児者の多くが在宅で生活を送っているが、医療と福祉の狭間で利用できるサービスが限られる中、医療・福祉双方の調整役が存在せず、保護者自らが介護の合間にその役を担っていることが全国的な課題となっている。
- ・ このため、医療的ケアを要する重度障がい児者等が地域で安心して暮らしていけるよう各種サービスや支援を総合調整ができる福祉人材を育成する必要がある。
- ・ また、重度障がい児者等が在宅で安心して生活を継続するには、その心身の状況に応じて、医療及び福祉だけでなく、保健、保育、教育等における支援が重要であり、かつ、各関係機関が利用者の目線に立って、緊密に対応していくことが求められている。
- ・ このため、各分野の関係機関が一堂に会し、課題の共有や医療・療育人材確保に向けた連携体制を構築する必要がある。

(2) 事業内容

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業(R2:1,700千円→R3:1,700千円)
日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者等が地域で安心して暮らしていけるよう支援を総合調整する者(コーディネーター)等を育成するため、

相談支援専門員等を対象に、重度障がい、医療的ケアに関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を実施。

□重症心身障がい・医療的ケア部会開催事業費（R2:334千円→R3:400千円）
医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の支援に関する医療・療育人材の確保・育成や関係機関の連携体制の構築等を図るため、県内の障がい児者医療・療育関係機関の実務担当者による会議を開催。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1 / 2 県 1 / 2

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	294	重症心身障がい・医療的ケア部会 委員謝金
旅費	32	重症心身障がい・医療的ケア部会 費用弁償
需用費	8	重症心身障がい・医療的ケア部会 会議費
使用料	66	重症心身障がい・医療的ケア部会 会場使用料
委託料	1,700	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業
合計	2,100	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

医療的ケアの必要な重度障がい児等が身近な地域で安心して利用できる障害福祉サービスを増やすため、重度障がい児者の病態やケアに知見を有する相談支援専門員等を養成する。また、医療的ケア児をはじめとする重度障がい児の支援に関わる関係機関の連携体制の構築を図るため、障がい児者医療・療育関係機関の実務担当者による会議を開催。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	0 (H28)	0 (H29)	5 (H30)	17 (R1)	60 (R5)	28.3%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

<R1年度の取組>

- ・相談支援専門員等を対象に医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業等を実施した。
- ・岐阜県障がい児者総合支援懇話会（重症心身障がい・医療的ケア部会）の開催した。

(前年度の成果)

<R1年度の成果>

- ・医療的ケア児等支援者養成研修（R2.2.7～8）及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（R2.2.7～8、R2.3.7～8）を実施し、支援者養成研修では25名、コーディネーター養成研修では47名の受講者が修了した。
- ・岐阜県障がい児者総合支援懇話会（重症心身障がい・医療的ケア部会）（R1.10.30）を実施し、施設・医療機関の支援者・関係者による情報共有、意見交換を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
（評価） ○	<p>重度障がい児者等及びその家族が求めるサービスやニーズに適切に応えるためには、重度障がい、医療的ケアに関する専門的知識や支援のスキル等を兼ね備えた相談支援専門員等を増やすことが求められる。</p> <p>また、重度障がい児者等の支援は保健、医療、福祉、教育等の分野にまたがり、各関係機関の連携が不可欠であることから、本事業の必要性は高い。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
（評価） ○	<p>医療的ケアに対応できる相談支援専門員等を養成することは、重度障がい児者等が求めるニーズに適切に応えることで、利用できる障害福祉サービスの拡大につながるとともに、支援に関わる各関係機関が一堂に会し、課題の共有や対応策の検討を行うことで、支援に必要な連携体制が一層図られることから、本事業の効果は高い。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
（評価） ○	<p>医療的ケアを要する重度障がい児者等が、身近な地域で安心して在宅支援サービスを受けるには、医療的ケアに対応できる相談支援専門員等の人材を育成する必要があり、研修受講者を増やすため周知の効率化を図る。</p>

(今後の課題)

<p>・医療的ケアが必要な重度障がい児者等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村において、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、看護師等の配置促進が必要である。また、医療的ケアが必要な重度障がい児者等の地域生活支援の向上を図るには保健、医療、福祉、教育等の関係機関のより一層の連携が求められている。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>医療的ケア等コーディネーターの養成を引き続き図るとともに、各市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置を促していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【○○課】
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

